

## 先達の方々 屯田兵(その1)

### 屯田制度とは

「屯田」とは、兵士を遠隔の地に駐屯させ、平時は農業に従事したり、未開地の開拓にあたり、非常時の時はその地の防備にあたることを意味します。

このような辺地の開拓や防備を目的とする制度は、中国では漢時代(紀元前二〇二〜二二〇)に始まり、三国時代(二二一〜二六三)に盛んになりました。日本でも寛政年間(一七八九〜一八〇一)に行われましたが、いずれも一時的な駐屯で実効を挙げるまでに至りませんでした。

明治維新により新しい明治政府が出現し、日本で初めて「徴兵令」が明治六(一八七三)年公布され、軍事に必要な人員を強制的に軍隊に編入する制度ができましたが、当時、北海道の軍事面での配置は出来ませんでした。

また当時、樺太(サハリン)では、ロシア兵による日本人の殺害、放火、暴行などが相次ぐという不穏な情勢にあり、

そのための対応として当時北海道開拓使次官の黒田清隆は、屯田兵設置に関する建白書(建白書の概要は裏面に記載)を政府に提出し、明治七(一八七四)年一月「屯田兵例則」を制定。その後、明治一八(一八八五)年五月屯田兵例則が廃止され、新たに「屯田兵条例」が制定されました(屯田兵条例は裏面に記載)。

この屯田兵を北海道に設置する目的は、軍隊組織が未整備の時期にあつて、北海道の防備と同時にその地の開拓にあたらせるため、土着の兵を配置し、あわせて、明治四(一八七一)年七月、これまでの「藩」を廃止し、藩に代わる「府、県」を置き地方統治を中央管轄とする廃藩置県により働く場を失った士族(武士)の救済にも役立てるといふものであり、北海道開拓使の上でも近代日本の軍制面でも極めて特色のある屯田兵制度が発足しました。「屯田兵例則」には、屯田兵の任務として、「専ラ力ヲ耕稼ニ尽シ」有事に際しては「兵役ニ従事」することとされ、そのために「平日農隙ヲ以テ訓練ヲ為ス」ことが義務づけられました。

また規則では、一、応募資格は士族で、一八歳から三五歳までの体力強健な者。二、三年間官給扶助があること。三、一戸当り五千坪の土地が与えられること。四、一三年間に給与地を開墾して、なお余力のある者には、さらに五千坪を与え

ること、などでありました。

早くも、この屯田兵例則が制定された明治七年、札幌の琴似村に二〇〇戸の屯田兵舎が建設され、翌八(一八七五)年三月、開拓使の中に屯田事務を扱う屯田事務局が設置され募集業務が始まり、五月には青森、宮城、酒田(岩手)の各旧藩と北海道内から士族一九八戸、九六五人が、北海道最初の屯田兵として琴似兵村に入植し、第一大隊第一中隊を編成し屯田兵制度が具体的に機能し始めました。翌九(一八七六)年に山鼻兵村、同一(一八七八)年には江別、同一四(一八八一)年篠津にも兵村が設置されましたが、明治一五(一八八二)年一月、北海道開拓使が廃止され、三県一局(三県は、札幌、函館、根室、一局は、農商務省管轄下の北海道事業管理局)に改革され、屯田兵の業務は陸軍省に移り屯田兵村の設置は中断されました。

しかし、三県一局に対し様々な角度から批判が続出し、政府は明治一九(一八八六)年一月、三県一局を廃止し北海道庁に改革し、本庁を札幌市に置き屯田兵に関する事務も道庁が行うようになり、屯田兵村の設置が再開されたのは同一九年からでした。

(裏面に続きます)

田中 誠

# ◇屯田兵設置に関する建白書

北海道及樺太ノ地ハ、当使創置以来専ラカヲ開拓ニ用ヒ、未ダ兵衛ノ事ニ及バズ。今ヤ開拓ノ業漸ク緒ニ就キ人民ノ移住スル者モ亦随テ加ハル。宜シク保護スル所以ノ者ナカルベカラス。況ヤ樺太ノ国家ノ深憂タルハ固ヨリ論ヲ俟タズ。故ニ今日ノ急務ハ軍艦ヲ備ヘ兵衛ヲ置クニアリ。抑モ管内ノ鎮台固ヨリ他府県ニ準ジ設立アルベシト雖モ其完備ヲ求ムレバ費用甚ダ洪大ニシテ遽カニ弁ズベキニアラズ。今略屯田ノ制ニ倣ヒ民ヲ移シテ之ニ充テ且ツ耕シ且ツ守ラシメバ則チ拓地兵備兩ナガラ其便ヲ得ン（以下略）。

## ◇屯田兵条例

明治一八年五月制定

- 第一条 屯田兵ハ屯田歩兵、屯田騎兵、屯田砲兵、屯田工兵ヲ以テ編成シ北海道樞要ノ地ニ配置シテ其警備ニ充ツ
- 第二条 屯田兵ハ兵農相兼ヌルノ制トス平常ハ給与ノ兵屋ニ居住シ軍事上ノ訓練及開墾耕稼ニ従事セシム
- 第三条 屯田兵ハ府県ヨリ志願者ヲ招募シ、本籍ヲ北海道ニ移シ家族ト共ニ移住セシム
- 第四条 屯田兵ノ服務期限ハ二〇ヶ年ニシテ現役八ヶ年後備二ヶ年トス  
後備役服務中ハ戦時若ハ事変ニ際シ召集ス平時ニ在テハ勤務演習ノ為メ召集シ及簡閲点呼ヲ為ス服務期限中満四〇才ニ至リ又ハ死亡若クハ事故ニ由リ免役シタルトキハ其家族中適当ノ男子ヲシテ兵役ノ残期ヲ相続セシム、若シ適当ノ男子ナキトキハ兵役ヲ免ス、屯田兵ニシテ召集ノ条件ニ違背シ其他正當ノ理由ナクシテ兵役ノ義務ヲ履行セサル者ハ兵役ヲ免ス

集シ及簡閲点呼ヲ為ス服務期限中満四〇才ニ至リ又ハ死亡若クハ事故ニ由リ免役シタルトキハ其家族中適当ノ男子ヲシテ兵役ノ残期ヲ相続セシム、若シ適当ノ男子ナキトキハ兵役ヲ免ス、屯田兵ニシテ召集ノ条件ニ違背シ其他正當ノ理由ナクシテ兵役ノ義務ヲ履行セサル者ハ兵役ヲ免ス

- 第五条 屯田兵出身下士ノ服役ニ関シテハ総テ屯田兵卒ニ同シ
- 第六条 屯田兵役ノ年期ハ編入年ノ四月一日ヨリ起算ス
- 第七条 各兵役ノ期限既ニ満ツルト雖モ戦時或ハ事変ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ挙アルトキ若クハ航海中或ハ外国駐割中ハ其期限ノ延長ヲ為スコトアルベシ
- 第七条ノ2 屯田後備役下士兵卒ハ聯隊区司令官ノ管轄ニ属シ服役及身上異動其他願届等ハ特ニ定ムルモノノ外陸軍服役條例ニ依ルベシ
- 第八条 明治二七年以前ニ召集シタル屯田兵ハ下ノ區別ニ依リ服役セシム
  - 一、 明治八年ヨリ明治一六年迄ニ召集シタルモノハ明治二四年ヨリ四ヶ年間予備役ニ服セシメ満期後九ヶ年間後備役ニ服セシム
  - 一、 明治一七年ヨリ明治二〇年迄ニ召集シタル者ハ明治二一年ヨリ四ヶ年間予備役ニ服セシメ満期後召集ノ年ヨリ起算シ二〇年ニ満ツル迄後備役ニ服セシム

一、 明治二一年ニ招募シタル者ハ明治二五年ヨリ四ヶ年間予備役ニ服セシメ満期後召集ノ年ヨリ起算シ二〇ヶ年ニ満ツル迄後備役ニ服セシム

- 一、 明治二二年以降明治二四年以前ニ招募シタル者及明治二五年以後明治二七年以前ニ召集シタル騎兵、砲兵、工兵ハ三ヶ年間現役ニ四ヶ年間予備役ニ三年間後備役ニ服セシム
- 一、 明治二五年以後明治二七年以前ニ召集シタル歩兵ハ七ヶ年間現役ニ三ヶ年間後備役ニ服セシム
- 第九条 前条ノ各兵役年期ノ起算方ハ本條例第六條ニ依ル
- 第十条 予備服役中ハ戦時若ハ事変ニ際シ召集ス又平時ニ在テハ勤務演習其他特ニ公務ニ服セシムル為メ召集ス
- 第十一条 明治二八年ヨリ明治三〇年迄ニ召集シタル屯田兵ハ左ノ區別ニ依リ服役セシム
  - 一、 明治二八年ニ招募シタル者ハ同年四月一日ヨリ七ヶ年間現役ニ服セシム満期後一三ヶ年間後備役ニ服セシム
  - 一、 明治二九年及明治三〇年ニ招募シタル者ハ招募年ノ四月一日ヨリ六ヶ年間現役ニ服セシメ満期後一四ヶ年間後備役ニ服セシム

施行ス

本令ハ明治二四年一月一日ヨリ之ヲ